- 3. 啓発のためのシステムの整備―人権教育の充実を中心として―
- 一 熊本県人権教育·啓発基本計画

2008 (平成 20) 年に改定された熊本県人権教育・啓発基本計画では、人権の意義が次のように説かれている。

20世紀前半の二度にわたる世界大戦の悲惨な体験とその反省にたって、地球上に生きるすべての人に対する基本的人権の尊重こそが世界の「永久平和」の基礎であることを確認した『世界人権宣言』が採択(昭和23年(1948年)12月10日)されてから、既に60年近くが経過しています。

その第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳われています。人類の長い歴史の中で、皮膚の色や民族の違い、性別・年齢、貧富の差、障がいの有無などを超えて、すべての人に対して、人間の不可侵の権利である「自由、正義及び平和の基礎」としての基本的人権を尊重することが確認され、すべての人が人権と基本的自由を享受するうえで平等であるという普遍的な人権についての原則がここに明示されています。

これは、人権の尊重と擁護が国を超えた共通の課題であることを世界の各国が再認識し、その実現には各国の絶え間ない努力が必要であることを指摘したものであるといえます。

『世界人権宣言』は、続いて第2条において、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」として、権利と自由の享有に関する無差別待遇を挙げています。そして第3条では、「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する」として、生命や自由、身体の安全について明記しています。『世界人権宣言』の採択以降、地球に住むすべての人の人権の擁護と伸長を目指した国際連合(以下「国連」という。)を中心とする取組みは、『国際人権規約』(昭和41年(1966年))をはじめ、『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約』(昭和40年(1965年))、『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』(昭和54年(1979年))、『児童の権利に関する条約』(平成元年(1989年))、さらに、平成18年(2006年)には『障害者の権利に関する条約(政府仮訳)』など、法的な拘束力を持つ数々の国際条約を採択・締結してきました。

また、「国際婦人年」(昭和50年(1975年))、「国際児童年」(昭和54年(1979年))、「国際識字年」(平成2年(1990年))、「国連寛容年」(平成7年(1995年))、「国際高齢者年」(平成11年(1999年))、「平和の文化のための国際年」(平成12

年(2000年))といった国際年の制定とそのキャンペーンなど、様々な取組みが国連を中心に展開されてきました。

これらの取組みは、いずれも「人権という普遍的文化の構築」という『人権教育の ための国連10年行動計画』の究極の目的につながるものです。

「人権とは何か」と聞かれると、多くの人は、「人権は法律的な概念であり、抽象的で難しい」といったように、自分自身とは距離のある概念として受けとめる傾向が見られます。このため、「人権問題」についても「差別の問題」としてしかとらえられず、ほとんどの場合、同和問題をはじめ、女性、障がい者、外国人などに対する差別といった「一部の人々の気の毒な問題」で「私には関係がない」ということになってしまいます。

人は、一人ひとりが、等しく「かけがえのない」「尊い」「大切な」存在であり、 人権は、いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものです。人権 とは、安心して生きる権利、自分で自由に考える権利、仕事を自由に選んで働く権利、 教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらにして持っている基本 的で具体的な権利です。

『県行動計画』でも、「人権は、着ること、食べること、住むことが満たされることや健康であること、生命や身体が守られること、自由に発言できることなど、すべての人の日常生活にかかわるものとしてとらえる必要がある」と、具体的に述べています。

現在、県では、「ユニバーサルデザイン」を県政運営の理念として位置づけ、年齢、 性別、国籍(言語)や障がいの有無などに関係なく、誰もが利用できる製品、建物や 環境のデザイン、さらには「すべての人が暮らしやすい社会のデザイン」の実現を目 指しています。

このような「ユニバーサルデザイン」の取組みも、まさに、人権の尊重というすべての人に普遍的な考え方、人が人として生きていくうえで必要不可欠な考え方が根底にあるからこそ、生まれてきた活動といえます。

『日本国憲法』は、基本的人権の尊重を、国民主権、恒久平和とともに、三大原則 として大きく掲げています。また、わが国は、国連総会で採択された国際的人権基準 にも賛成し、その実現の責務を負っています。

本県も、これらに基づいて、人権が擁護される社会をめざし、さらに教育・啓発に 取り組む責務があります。

そこでは、人権教育・啓発の目標が次のように設定されている。

『世界人権宣言』では、その第26条において、「教育は、人格の完全な発展並びに 人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない」としており、また、 ユネスコの『人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画』では、「人権と民主主義のための教育それ自身が人権であり、(教育は、)人権・民主主義・社会正義が実現される前提として不可欠のものである」としています。

さらに、人権教育は、「調和のとれたコミュニティ間関係、相互の寛容と理解、ひいては平和を実現するために不可欠」なものであるといえます(国連人権高等弁務官報告・第94段落)。

『人権教育のための国連10年(1994~2004年)行動計画』を受けて策定された『人権教育のための世界プログラム第1段階(2005~2007年)のための修正行動計画』においても、人権教育の背景及び定義に関して、「人権教育が人権の実現に対して重要な形で寄与するということへの同意は、国際社会によってますます頻繁に表明されるようになってきた。人権教育は、それぞれの共同体および社会一般で人権を実現するすべての人の責任に関する理解の向上を目的としたものである。」と述べ、人権教育に関する規定については、『世界人権宣言』(第26条)、『国際人権規約』(第13条)、『子どもの権利条約』(第29条)など、多くの国際文書に盛り込まれてきた定義にしたがい、「人権教育とは、知識及びスキルの伝達ならびに態度の形成を通じて普遍的な人権文化を構築することを目的とした教育、研修および広報である」としたうえで、人権教育を構成する要素として、(a)知識およびスキル:人権およびその保護のための仕組みについて学習し、かつそれらを日常生活の中で適用するスキルを身につけること、(b)価値観、態度および振る舞い:人権を支える価値観を発達させ、かつそのような態度及び振る舞いを強化すること、(c)行動:人権を擁護及び促進するための行動をとること、をあげています。

人権教育・啓発の目標は、すべての人の人権と基本的自由が尊重され、すべての人がその個性を全面的に開花させることにあります。すなわち、すべての人が、出身や門地、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と「尊厳」をもった一人の人間として尊重され、それぞれが「自立」し、(必要に応じた「ケア」も含め)あらゆる生活分野における処遇や「社会参加の機会の平等」が保障され、「自己実現」できる社会、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることができるようなコミュニティを創造することにあります。

このことは、「人権の世紀」を迎えた今日の日本社会の課題でもあり、人権教育・ 啓発は、このような「人権尊重のまちづくり」の主体(担い手)を育成することです。 人権について学ぶことは、そのための第一歩となります。

自己実現と幸福追求が満たされる「人権尊重のまち」をつくりあげることができるかどうかは、一人ひとりの県民の意識と具体的な行動にかかっています。民主主義の基礎概念としての「自由と規律」、「権利と責任」や、研ぎ澄まされた人権感覚、人権と人権問題に対する強い関心と積極的な態度、実効ある行動力と問題解決のための具体的行動につながる技能などを生涯にわたる学習によって育むことにより、自分た

ちの住むまちを「自己実現と幸福追求のまち」へと築きあげていくためにも、行政や 学校、企業・民間団体などに期待される役割を明確に示すことが重要です。

日本の人権教育・啓発を担ってきた同和教育の理念も、すべての子どもの目線に立って、一人ひとりの尊厳を大切にし、社会的身分や門地、性別、障がいの有無に関係なく、すべての子どもに対して、心身の健全な育成や、社会への参加の基礎としての学習権の確立を目指すことにありました。さらに、すべての子どもに対して、他の人々の尊厳と権利を尊重する人権感覚を養い、日本における最も深刻かつ重要な人権問題である同和問題についての正しい理解と問題解決への積極的な関心と態度を育成することを目標としていました。

『基本計画』においても、この同和教育の基本的な理念を引き継いでいく必要があります。『人権教育・啓発推進法』が制定され、県においても人権教育・啓発への着実な取組みが求められている中で、戦後60年余りにわたる同和教育の理念は、様々な人権問題を解決するための人権教育・啓発として充実発展させる必要があります。

問題は、これらの考え方が各論で生かされているかである。そこで、ハンセン病回復者 等の人権についての記述を見ると、次のようになっている。

## 【背景・経緯】

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、飲食・入浴などの日常 生活では感染しません。仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立して います。また、遺伝する病気でないことも判明しています。

ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんが、日本では、明治時代から施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。明治40年(1907年)、『癩予防ニ関スル件』という法律が制定され、救護者のいない患者を療養所に入所させたのが隔離政策のはじまりですが、この隔離政策は、昭和28年(1953年)に改正された『らい予防法』においても、また、昭和35年(1960年)にWHO(世界保健機関)が外来治療を勧告した後も続けられました。

平成8年(1996年)の『らい予防法の廃止に関する法律』の施行により、強制隔離政策はようやく終結することとなりました。ハンセン病療養所入所者のほとんどは、ハンセン病は完治していますが、ハンセン病の後遺症として身体に障害が残っているため、依然として患者であるとの誤解が払拭されていない、という現状があります。

このような社会における根強い偏見に加え、高齢化などにより、療養所を退所することが困難な状況にあり、現在も多くの人が療養所で暮らしています(全国には15の療養所があり、約2,900人(平成19年(2007年)5月1日現在)が療養所で暮らしています)。

平成13年(2001年)5月11日、ハンセン病元患者等に対する国の損害賠償責任を認

める熊本地方裁判所判決が出され、国はこれに控訴せず、判決は確定しました。この ことが契機となり、国によるハンセン病元患者等に対する損失補償や名誉回復等の措 置が進められることとなりました。

また、平成17年(2005年)3月に出されたハンセン病問題検証会議の最終報告書では、 行政はもとより、医療、法曹、マスメディアなど、ハンセン病を取り巻く各界の責任 についても言及されており、社会全体で人権侵害の再発防止に向けて取り組むことな どの必要性が指摘されています。

## 【本県の現状・課題】

本県には、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所菊池恵楓園」を含め2つの療養所があり、現在、約460人(平成19年(2007年)5月1日現在)が暮らしています。

また、明治28年(1895年)の「私立回春病院」の創設や明治31年(1898年)の「私立待労院」の創設、さらには、ハンセン病の歴史を大きく変えることとなった熊本地方裁判所判決が平成13年(2001年)5月に出されたことなど、本県とハンセン病との関わりは非常に深いものがあります。

ハンセン病問題対策については、社会復帰支援策をはじめ、きめ細かな対応が重要となっています。平成13年(2001年)に実施した「菊池恵楓園等入所者意向調査」の結果からは、必要な県の取組みとして、『「ハンセン病に対する正しい知識」についての県民への普及啓発』や「地域社会との交流活動への支援」などが挙げられています。このような結果を踏まえ、国や市町村との連携を図りながら、必要な施策を展開する必要があります。

県が実施した「2007年(平成19年)県民アンケート調査」では、「ハンセン病が感染しにくい病気だということを知っていますか」の間に対して、知っている人の割合は80.7%となっていますが、社会参加の妨げとなるような宿泊拒否事件が県内で発生するなど、偏見や差別が根強く残っているため、引き続き正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。

現在、菊池恵楓園では、園への訪問者や入所者自治会への講演依頼が増加するなど、 県民との交流が進んでおり、園内には、入所者の歴史を伝えるとともに普及啓発や住 民との交流を図る社会交流会館が、平成18年(2006年)12月に開館し、今後、啓発の 拠点としての積極的な活用が望まれています。

## 二 日本型「人権教育」の課題

人権教育における内外の格差は大きなものがある。これを放置することは許されない。 国際社会における日本の地位、日本人に対する信頼をも危うくしかねない。サンフランシスコ講和条約において、あらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目 的を実現するために努力することを、世界に対して誓ったことを忘れてはならない。この 乖離を埋めることが喫緊の課題となっている。

そのために、今後の人権教育において必ず触れられなければならないことの主なものを列挙すると、その第1は、世界人権宣言などでうたわれている基本的人権の位置づけを採用し、これを広く国民に対して教育することである。そうでないと、平和と人権の関係が曖昧となり、人権が国内問題に、そしてまた、個人的な問題に矮小化されないともかぎらない。この位置づけを踏まえて、多くの国においては、人権は国際的な問題とされていること、人権侵害に対して厳しい法的規制が設けられており、差別的言動も、表現の自由の保障になじまず、法的規制の対象とされていることを理解させる必要がある。

第2は、人権の法的側面についても教育することである。そうでないと、公的な強制力による人権の保障という枠組みを理解することはできない。1998(平成10)年11月19日付の「国連規約人権委員会で出された日本政府に対する勧告」などにも触れつつ、各種の国際人権条約による人権概念の国際的平準化と国際的な枠組みでの人権保障についても取り上げる必要がある。これらを通じて、「人権侵害は法的にも許されないことだ」という認識を涵養する必要がある。

第3は、「人権を享有することのできる条件」の創出についても教育することである。 国は「人権保障のための適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること」、国は「人 権侵害となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適 当な措置をとること」、国は「すべての政策及び計画において人権の保護及び促進を考慮 に入れること」、国は人権教育の特別な対象だということ、などがそれである。

これを具体的にいえば、例えば、次のようなことが挙げられよう。

- ①「国連規約人権委員会で出された日本政府宛ての勧告」の「主な懸念事項及び勧告」の8で、パリ原則に基づく国内人権機構の設置等が国連から勧告されていること。
- ②人権侵害となる法律の改廃に関わって、「らい予防法」違憲判決とこれを受けて「ハンセン病問題基本法」が制定されたこと。
- ③どの分野も人権と関わっており、人権と関係のない行政分野は存在しないこと。

「国連規約人権委員会で出された日本政府宛ての勧告」の「主な懸念事項及び勧告」の32で、「委員会は、裁判官、検察官及び行政官に対し、規約上の人権についての教育が何ら用意されていないことに懸念を有する。委員会は、かかる教育が得られるようにすることを強く勧告する。裁判官を規約の規定に習熟させるための司法上の研究会及びセミナーが開催されるべきである。委員会の一般的な性格を有する意見及び選択議定書に基づく通報に関する委員会の見解は、裁判官に提供されるべきである。」と勧告されている点、あるいは、国連10年の中で、「人権の実現に影響を与える特別な地位にある人々一警察官、刑務所職員、法律家、裁判官、教師及び教育課程作成者、軍人、国際公務員、開発及び平

和維持に携わる人々、NGO、メディア、公務員、議会関係者などーに対する研修について 特別の注意を払うべきである。」とされている点も取り上げる必要があろう。

阿久澤麻里子・米田眞澄・森実『人権教育への提言~義理人情から人権へ』(解放出版 社、2001年)は、次のように説いている。

これまでの人権教育が「人権を大切に」と訴える場合、人権を大切にすることを要求されているのは人権教育の受け手である個人だ。確かに、お互い一人ひとりが他人の人権を尊重することは大切なことだ。しかし、もともと、「人権を大切に」というのは、個人の人権を容易に侵害する権力をもった国家に対して要求した言葉だったはずだ。このことを私は何回でも繰り返したい。

これまでの人権教育は、幼児教育から成人教育にいたるまで、「お互いの人権を大切に」と、人権を侵害してはならない個人の義務ばかりを強調してきたのではないか。私たち一人ひとりに他人の人権を侵害してはならない義務があるのは当然だ。私たちは、他人の権利を侵害してまで自分の権利を主張したり、行使したりすることはできない。・・・しかし、このことだけに終始してきたのではないだろう。このことを踏まえて、次のステップが必要であるにも関わらずにだ。

「お互いの人権を大切に」と私たち一人ひとりに呼び掛ける人権教育には、人権を確保する国家の責任という視点が決定的に抜け落ちている。今必要なのは、私たちは、なぜ国家を必要とするのか、国家は何のためにあるのかという出発点に立ち返り、国家は私たちの人権を確保するためにどのような役割があるのか、もたせるべきなのかといった個人と国家の関係を問いかける視点をもつことである。

極めて重要な視点であるといえよう。というのも、例えば、群馬県教育委員会作成の『共に生きる』も、次のように記述して、人権を侵害してはならない個人の義務ばかりを強調しているからである。

一人一人の人間は姿や形が異なるように、人それぞれ、必ず、固有のよさがあります。その個性を生かし、伸ばしていくことは、人間の生涯をかけての課題でもあり、個性を発揮することは、人間としてもっとも幸福なことの一つであると言われています。

人権を大切にするためのキーワードの一つに「自尊感情」(セルフエスティーム)があります。この言葉は、「自分のことが好き」と思う気持ちです。自分のことを大切に思うことが、人を大切にする、人権を大切にしようという気持ちにつながります。人は、生活の状況、それぞれの立場や事情もあり、考え方も多様です。また、一人一人異なる個性を持っていて、個性はその人だけが持つ独自性であることを認識することが必要です。社会生活を営む中で、相手の立場や考えを尊重し、それぞれの個性

を認め合い、お互いに認められることで、人間として成長していくことを学びましょう。

自分も相手も大切にする言葉によるコミュニケーションを身に付けましょう。

コミュニケーションが成立するためには、話す姿勢(話し手)と相手を理解しようとする気持ち(聞き手)が大切です。

コミュニケーションを支えている技法「傾聴」と「アサーティブネス」 (非攻撃的 自己主張) について学習を進めていきましょう。

人権は、決して難しいものでも、抽象的なものでもありません。私たちが日常生活 を営んでいく上で一番基本のルールといえるのではないでしょうか。

お互いの人権を尊重する基本的ルールの一つとして、各自が「権利を主張する」ことは、同時に「社会的責任を負う」ということを認識することが大切です。「権利」と「責任」は、コインの表裏の関係と同じで、私たちの日常生活における人間関係の中で尊重されなければなりません。生命とは、かけがいのないものであり、生命を尊び、いとおしむことによって、自分もまた多くの人たちによって生かされていることが分かります。

他人に迷惑をかけるような行動を取ることのないようにしましょう。

男女共同参画社会への取り組みは、みなさん一人一人の意識の自己点検から始まります。

いじめをなくすにはどうしたらよいでしょうか?

いじめがなくならない原因としては、他人に対する思いやりやいたわりといった、 人権尊重の意識が育っていない点が、根底にあると考えられます。

課題の第5は、国連社会権規約人権委員会の2001 (平成13) 年9月24日付の日本政府宛の「最終見解」の「主な懸念される問題」など、生存権をめぐる内外の乖離を教育することである。生存権の保障については、「人権を享有することのできる条件」の創出がとりわけ重要ということなどもあって、日本型「人権教育」と「あるべき人権教育」との乖離はより大きなものがあるからである。「自助」、「共助」のみならず、「公助」についても取り上げる必要がある。具体例には事欠かない。例えば、国連が示す次のような懸念等がそれである。

- ①少数者集団、とりわけ部落及び沖縄コミュニティー、先住性のあるアイヌの人々、 並びに在日韓国・朝鮮の人々に対する、特に雇用、住宅及び教育の分野での法律上 及び事実上の差別が存続すること
- ②議会、公務部門、行政、及び民間部門における、専門的及び政策決定地位において の広汎な女性差別、及び男女の間に依然事実上の不平等が存在すること
- ③家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント及び児童の性的搾取の事例が引き続き存

在すること

- ④男女の間で同一価値の労働に対する賃金についての事実上の不平等が存在すること や多くの企業において、主として専門的な要職に昇進する機会がほとんどあるいは 全くない事務員として女性を雇う慣行があること
- ⑤1957年の強制労働の廃止に関する条約(105号)、1958年の雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(111号)、1989年の原住民及び種族民に関する条約(169号)のようないくつかの重要なILO条約が未批准であること
- ⑥公的部門及び私的部門の両方で過大な労働時間を容認していること
- ⑦労働者は 45 歳以降、十分な補償なしに、給与を削減され、あるいは解雇される恐れがあること
- ⑧全ての公務員について、教師を含め、不可欠な政府の業務に従事していない公務員についてまで、ストライキを全面的に禁止していること
- ⑨原子力発電所事故、及び当該施設の安全性に関する必要な情報の透明性及び公開が 欠如していること
- ⑩原子力事故の予防及び処理のための、全国規模及び地域社会での事前の備えが欠如していること
- ①退職年齢と公的年金の受給適格年齢が一致しない場合、65歳より前に退職を余儀なくされる者については収入の損失が生じ得ること
- 印最低年金制度が存在しないこと
- ⑩男女間の収入格差を永続化させる年金制度における事実上の男女不平等が存続して いること
- ④障害者に対して、特に労働及び社会保障の権利に関連して、法律上及び慣習上の差別が依然として存在すること
- ⑤阪神・淡路大震災後に兵庫県により計画し実行された、大規模な再定住計画にもかかわらず、最も震災の影響を被った人々が必ずしも十分に協議を受けず、その結果、 多くの独居老人が、個人的注意がほとんどあるいは全く払われることなく、全く慣れない環境に起居していること
- ⑯家族を失った人々への精神医学的又は心理学的な治療がほとんどあるいは全くされていないようであること
- ①多くの再定住した 60 歳を超える被災者には、地域センターがなく、保健所や外来看 護施設へのアクセスを有していないこと
- ®阪神・淡路地域の被災者の中には、残余の住宅ローンの支払いのために、住宅を再 建し得ないまま財産の売却を余儀なくされた人々もいること
- ⑨全国に、特に大阪の釜ヶ崎地区に、多数のホームレスの人々がいること
- ⑩国がホームレスを解消するための包括的な計画を策定していないこと

これらの具体例を用いて、生存権をめぐる内外の乖離と、それを埋めるための「生存権 等を享有することのできる条件」などについて踏み込んだ教育をすることが喫緊の課題と なっているといえよう。

課題の第4は、「非当事者による非当事者のための非当事者の人権」から「当事者による当事者のための当事者の人権」へのパラダイムの転換に関わって、人権保障や人権救済に占める当事者運動の重要性を教育することである。被害当事者は、「保護の客体」ではなく「権利の主体」であること、そして、この点を認めないことは場合によっては人権侵害になりかねないことを、「黒川温泉宿泊拒否事件」などを具体例にして、教育する必要がある。「法的パターナリズム」の問題点についても言及する必要がある。日本の子どもたちが置かれた状況に鑑みた場合、この点の重要性をいくら強調しても強調しすぎるということはない。

## 三 宝の山

ハンセン病問題は、既に述べたように、日本の人権教育にとって、文字通り「宝の山」 といっても過言ではない。世界人権宣言などでうたわれている基本的人権の位置づけを採 用し、これを広く国民に対して教育することという課題についていえば、ハンセン病強制 隔離政策と戦争とは表裏一体の関係にあり、この意味において、人権の意義、「人権と平 和」の密接不可分な関係を理解する上で格好のテーマといえよう。それは、人権の法的側 面についても教育すること、あるいは、「人権を享有することのできる条件」の創出につ いて教育することという課題についても同様であろう。ハンセン病問題の何よりの特徴は、 それが憲法違反の「らい予防法」によって引き起こされた人権侵害問題だというところに あり、そこで問われたのは国会議員の立法不作為であり、ハンセン病問題の解決を促進す るための立法措置だったからである。人権保障や人権救済に占める当事者運動の重要性を 教育することという課題の場合も同様で、ハンセン病問題こそは最適の教材ということに なろう。全国ハンセン病患者協議会(後に全国ハンセン病療養所入所者協議会に改称)の 患者運動こそは日本国憲法の下におけるもっと優れた当事者運動の一つといってよいから である。生存権をめぐる内外の乖離を教育するという課題にとっても、ハンセン病問題に 学ぶ意義は大きいといえる。日本型「生存権」概念が生み出した悲劇の最たるものの一つ がハンセン病患者・家族の隔離だったからである。

ハンセン病問題をハンセン病問題だけにとどめてはならない。日本の人権教育の改善に 生かしていかなければならない。熊本県に求められているのはその機関車の役割を果たす ことである。改めて、この点を強調しておきたい。